

平成16年5月12日

施行

改正 平成19年7月1日
平成22年4月1日
平成24年4月1日
平成27年4月1日
平成29年5月1日
平成30年4月1日

（開催）

第1条 「読書のまち八王子」の実現に向けて、子ども及び市民の読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、読書のまち八王子推進連絡会議（以下「連絡会議」という）を開催する。

（意見を求める事項）

第2条 連絡会議は、「読書のまち八王子推進計画」について総合的に検討するとともに、読書のまち推進に関して意見を求める。

（構成）

第3条 連絡会議は、次に掲げる会議メンバーをもって構成する。

- （1） 無作為抽出方式又は一般公募による市民 2名
- （2） 学識経験者 1名
- （3） 八王子子ども文庫連絡協議会関係 1名
- （4） 生涯学習審議会委員 1名
- （5） 小中学校関係 各1名
- （6） 私立幼稚園関係 1名
- （7） 私立保育園関係 1名
- （8） 読書活動に関するボランティア関係 1名
- （9） 障害者福祉に関する関係 1名
- （10） 障害者に関するボランティア関係 1名
- （11） 高齢者福祉に関する関係 1名
- （12） 書店・出版社関係 1名

（任期）

第4条 会議メンバーの任期は、2年間とし、再任を妨げない。

- 2 任期中に会議メンバーの変更があった場合は、新たに会議メンバーになった者は前任者の任期を引き継ぐ。

（座長）

第5条 連絡会議に座長を置き、会議メンバーの互選により定める。

- 2 座長は、会議の進行を行う。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときには、あらかじめ座長の指名する会議メンバーがその職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会議は、市が招集する。

(開催期間)

第6条の2 開催期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(意見の聴取等)

第7条 連絡会議は、必要があると認めるときは、会議メンバー以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 連絡会議の事務局は、八王子市図書館に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、市が定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。